第3回 辰野町基本構想審議会 次第

日時 令和2年11月12日(木) 午後6時から 場所 第6会議室(辰野町役場庁舎2階)

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 協議事項
 - (1)辰野町第6次総合計画 基本構想(案)について (資料No.1-1、1-2、1-3)
 - (2)基本計画の検討(資料No.2)
 - (3)辰野町第五次総合計画後期基本計画進捗管理の報告について (資料No第五次-1、第五次-2、第五次-3、第五次-4、第五次-5)
 - (4)その他(資料№3)
- 4. その他

<u>次回</u> 日時 令和3年1月13日(水)午後6時から 場所 辰野町役場第6会議室

5. 閉 会

パブリックコメント後修正

辰野町第6次総合計画

基本構想 **(**案)

- ・パブリックコメントは青字
- 審議会の意見は赤字

令和2年 11 月 辰 野 町

(2020_1104_庁内策定委員会(課長会後修正))

目 次

第1編 はじめに	1
第1章 総合計画の位置づけ	2
1. 総合計画について	2
2. 第6次総合計画の構成	2
3. 総合計画の評価・進行管理	3
第2章 辰野町を取り巻く現状	4
1. 辰野町のプロフィール	4
2. 辰野町の特徴	5
3. 人口の将来展望	8
4. これからの社会の変化とまちへの影響	9
5. まとめ	11
第 2 編 基本構想	13
第1章 まちの将来像	14
1. 町民憲章 ~守り続けていくまちの姿~	14
2. 10 年後に目指すまちの将来像	14
3. まちの将来像を実現するための基本方針	15
第2章 土地利用の構想	16
1. 土地利用の考え方	16
2. 土地利用の基本方針	16
第3章 政策の大綱	17
1. 施策の体系	17
2 7つの基本日煙(政策の柱)	18

第1編 はじめに

第1章 総合計画の位置づけ

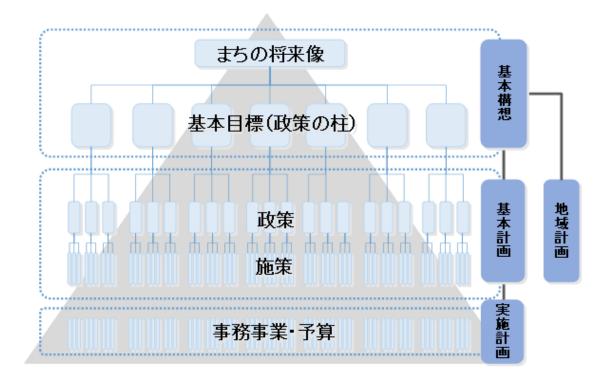
1. 総合計画について

総合計画は、まちづくりの最も基本となる計画であり、各個別計画の上位計画となるものです。

辰野町第6次総合計画では、行政主体で取り組む施策に加え、町民、地域、事業者(企業)、団体等と 協働で取り組む施策、地域が主体的に取り組む事業も含め示します。

2. 第6次総合計画の構成

第6次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなります。併せて、町民自らが率先し地 域づくりへの参画を推進するための「地域計画」があります。



(1)基本構想

基本構想では、今後 10 年後に目指す「まちの将来像」と政策を実施するうえでの基本方針、まちの 土地利用の構想について定めるものです。そのうえで、まちの将来像を実現するために取り組む基本目 標(政策の柱)を示します。

第6次総合計画基本構想は、令和3年度(2021年度)を初年度として、令和12年度(2030年度) までの10年間を計画期間と定めます。

(2)基本計画

基本計画は、基本構想で定めた基本目標(政策の柱)ごとに政策および施策を定め、具体的な取組みを定めたものです。

基本計画においては特に重点的、集中的に取り組むものを「重点プロジェクト」として位置づけます。 また、国土利用計画法によりそれぞれ定められた国・県が策定する計画を基本とし、社会経済情勢等 の変化に応じて土地利用計画の見直しを行い、基本計画の中に示します。

さらに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平

成25年法律第95号)に基づき、住民の命を守ることを最優先にした「国土強靭化地域計画」を一体的に策定し、基本計画に含めるものとします。

基本計画は前期と後期からなり、計画期間は、令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度) を前期、令和8年度(2026年度)~令和12年度(2030年度)を後期とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策を推進するため、年度ごとに実施する事務事業や予算を定めたもので、毎年見直しを行います。なお、実施計画は総合計画には記載しないものとします。

(4)地域計画

地域計画は、基本構想で定めた「まちの将来像」に則り、17 区ある行政区において、町民が中心となって目指す「地域の将来像」とそれを実現するための具体的な取組みを定めたものです。

地域計画の計画期間は、基本計画と同様に5年とし、基本計画見直しのタイミングで地域計画も見直 すものとします。

3. 総合計画の評価・進行管理

第6次総合計画の評価は、毎年度、各課により施策の進捗度・成果の把握、確認を行い、これらの結果を辰野町基本構想審議会に報告し、審議することにより行います。

第2章 辰野町を取り巻く現状

1. 辰野町のプロフィール

辰野町は人口約1万9千人の自然豊かなまちです。伊那谷の北端にある小さなまちですがその歴史は古く、地域には貴重な文化財が数多く残されています。

○伊那谷がはじまる地 (伊那谷の北端)

辰野町は伊那谷の北の端に位置し、古くから諏訪、筑摩野(松本平)とつながる交通の要衝地となっていました。諏訪湖を水源とする天竜川は辰野町から伊那谷にため、辰野町は、「伊那谷がはじまる地」といえます。谷の突端に位置する辰野町は可住地が狭いですが、上伊那地域の中心である伊那市、隣接する岡谷市・諏訪市、塩尻市の3方に広がる生活圏を有しています。

○日本のど真ん中

辰野町内の大城山山中には、北緯36度と東経138度が0分00秒で交わる「ゼロポイント」があります。 ここは、日本列島のほぼ中心にあたり、「日本の地理的中心」といわれています。辰野町は日本のど真ん 中にあるまちです。

○日本最大のゲンジボタルの発生地

辰野町は日本最大のゲンジボタルの発生地です。ホタルの生息には、きれいな水など生育に適した河川環境が必要であり、ホタルは里山環境が良好に保たれている象徴であるといえます。初夏になると町内を飛び交うホタルはふるさとの原風景となっています。

○原始・古代からの歴史を有する地

辰野町には、有史以前からの人々の暮らしの跡が確認されています。

縄文時代は、長野県宝の仮面付土偶に代表されるように、縄文時代の遺跡が数多く分布し辰野町に生活の痕跡を残しました。

鎌倉時代になると、諏訪氏ゆかりの氏族がこの地を治め、国の重要文化財に指定されている木造十一面 観音立像が建立されています。

江戸時代には各所に宿場が開かれ、今もその面影を残しています。

近・現代になると製糸業が盛んになり、大規模な製糸場が建設され、まちの基幹産業となりました。 このように古くからの歴史を刻む土地であり、地域には各時代の先人ゆかりの史跡が残されています。

2. 辰野町の特徴

辰野町の特徴と現状をまとめます。

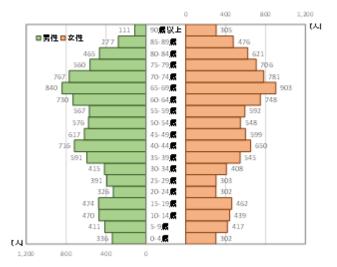
(1)人口・世帯数

《町の特徴》

平成 27 年 (2015 年) 国勢調査では、辰野町の人口は 19,770 人で、長野県内で 4 番目に大きな町です。

《現 状》

- ・人口は昭和 60 年 (1985 年) (23,935 人) をピークに減少に転じています。今後さらに減少すると予測されています。
- ・世帯数は平成27年(2015年)時点で7,343 世帯です。世帯数は増加していますが、 世帯あたりの人数が減少しています。
- ・高齢化率(人口に占める 65 歳以上の割合) は上昇傾向で、平成 27 年 (2015 年) 時 点で 34.5%です。
- ・年少人口(15歳未満人口)は年々減少しており、少子化の傾向がみられます。
- ・20 代の人口が少ない人口構造になって おり、若い世代が町外に流出しているこ とをあらわしています。



辰野町の人口構造

出典 平成 27 年国勢調査

(2) 自然・環境

《まちの特徴》

豊かな自然が保全されており、夏に飛び交うホタルは、まちのシンボルとなっています。

《現 状》

- ・町域の86%を山林が占めています。
- ・天竜川、横川川、小野川などの河川、これらの自然に育まれるホタル、シダレグリ等は町民に 親しまれています。
- ・『町民アンケート』では、「ホタル」「自然」「景観」がまちのよいところの上位にあげられています。
- ・一人あたりのごみ排出量は減少傾向です。周辺市町村と比較しても少なくなっていますが、ご みの再資源化率(リサイクル率)は低下が続いており、引き続き、ごみ・資源物の適正な分別 について周知を行い、ごみの減量化を図る必要があります。
- ・新ごみ中間処理施設の稼動により、環境負荷の低減が図られています。

(3)福祉・保健・医療

《まちの特徴》

町立辰野病院が地域医療の拠点として整備され、辰野病院を中心とした医療体制の構築が進められています。

《現 状》

- ・辰野町の医療体制は、町立辰野病院が中心となっていますが、開業医の高齢化、数の減少もあり辰野病院に対する期待度が大きくなっています。しかし、辰野病院も医師不足が解消できない状況にあり、今後、医療体制を維持していくことが懸念されます。
- ・老年人口(65歳以上人口)1,000人あたりの要介護要支援認定者数は全県よりも少なく、介護等を必要としない元気な高齢者が多いまちです。
- ・全世帯に占める単身高齢者数の割合は全県よりも高くなっています。今後、高齢化率の上昇に ともない、単身高齢者数がさらに増加することが見込まれます。
- ・ひとり親世帯が緩やかに増加しています。

(4)都市基盤整備・防災

《まちの特徴》

辰野町は松本地域、諏訪地域、伊那地域の3方に面しており、古くから交通の要衝となってきました。

可住地面積が狭く、中心部に人口が集中しています。一方、深い谷筋にも、集落が点在しています。

《現 状》

- ・ 辰野町は、周辺の都市部(松本、岡谷、諏訪、伊那)へ1時間以内で行ける地の利があります。 通勤、買い物等に便利な地域と言えます。
- · 道路、橋梁、上下水道などの社会基盤や学校・公園などの生活基盤が老朽化しています。耐用 年数を超えようとしているものもあります。
- ・町内の道路環境は概ね整備されていますが、狭い箇所、補修が必要な箇所がみられます。町民 より、通勤時間帯における渋滞の解消や災害時の避難経路確保等の観点から道路環境に対する 改善要望があがっています。
- ・3方を山に囲まれ、谷あいの集落も多い地形のため、ほぼ全域が土砂災害警戒区域などの警戒 区域の指定を受けています。
- ・防犯・防災活動の原点である地域住民のコミュニティ活動は活発で、17の地区で地域計画に 基づくまちづくり活動が推進されています。
- ・火災件数は 10 件前後、交通事故は年間 50 件程度、刑法犯発生件数は年間 100 件以下となって おり、交通安全、防犯上は県内平均よりも低く安全なまちであるといえます。

(5) 産業

《まちの特徴》

製造業を中心に発展してきた町ですが、製造品出荷額を周辺市町と比べると小規模です。

近年、第三次産業の就業者数が第二次産業の就業者数を上回り、町の産業構造が変化しつつあることがうかがえます。

《現 状》

- ・【農業】耕地面積は総土地面積の5.6%と小さく、自給的農家の割合が高いです。耕地の内訳は、水田が多いですが、畑地、果樹園もみられます。農業経営者の高齢化と減少が進む中、認定農業者等地域の農業の担い手への農地集積を促進すると共に、日本型直接支払制度を通じて農村環境の保全を推進しています。
- ・【商業】多くの町民は、町外で買い物をしています。年間商品販売額は周辺市町村よりも小さくなっており、商圏としては、松本市、伊那市、塩尻市、岡谷市に含まれています。
- ・【工業】町の産業の中心を担う工業の事業所数は減少しています。小規模事業者が多く、従業者 1人あたりの製造品等出荷額は県平均より低くなっています。 精密、金属加工業の中には、特殊技術を持つ企業もあります。
- ・【観光】松尾峡のゲンジボタルは町の観光資源になっており、毎年開催されるほたる祭には多く の観光客が訪れます。

町では他の観光拠点にスポットを当てた、通年で楽しめる着地型観光を推進しています。 近年はサイクルツーリズムを推進しています。

- ・【就業】就業率は他市町村とほぼ同等です。 子育て世代の女性の就業率は上昇傾向にあります。
- (6) 子育て・教育・生涯学習・文化

《まちの特徴》

保育園・幼稚園から小・中学校・高等学校・短期大学まで揃い、保育施設から高等教育機関までが立地しています。

芸術・文化の町、スポーツの町といわれる辰野町には、先人の築き上げてきた歴史や風土が今も息づいており、まちを特徴づける芸術作品、文化遺産も多数存在しています。

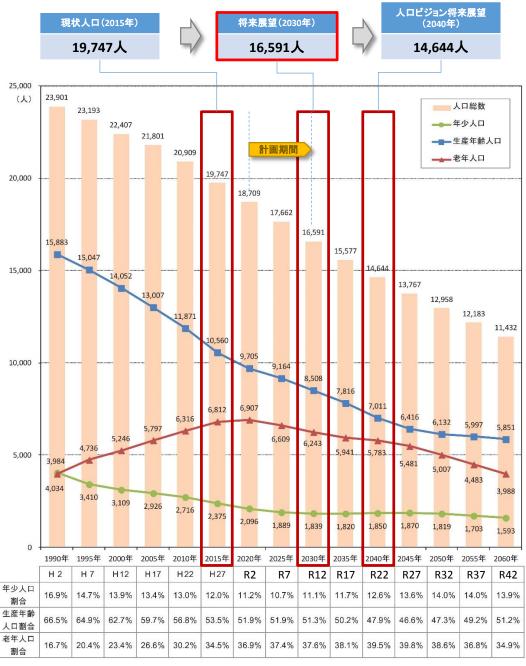
生涯学習活動も盛んで、町民のニーズに応えるための各種の文化施設や、スポーツ施設も整い、 これらの施設を核として、幅広い年齢層による、レベルの高い活動が数多く行われています。

《<u>現 状</u>》

- ・保育・教育施設の老朽化に伴う施設の維持管理・補修・改修等の対策が必要です。
- ・少子化に伴い町内保育園・小中学校の園児・児童生徒数が減少しています。将来の保育園・ 小中学校の施設の新たなあり方について、具体的な取組が課題です。
- ・長野県辰野高等学校、信州豊南短期大学の生徒数が減少しています。
- ・保育園の延長保育や学童クラブなど共働き家庭・留守家庭等の子育て支援が充実しています。
- ・町の保健室・ファミリーサポートセンターなど、困りごとがある親や子ども対して具体的に 支援する体制が整っています。
- ・文化施設、スポーツ施設が充実している一方、経年劣化により長寿命化対策が必要となって います。
- ・公民館活動や、町民が主体となって実施する文化活動が盛んです。
- ・体育協会を中心としたスポーツ活動が盛んです。
- ・国・県・町指定文化財が多数存在し、町民の心のよりどころとなっています。

3. 人口の将来展望

辰野町の人口は減少局面にあります。まちの人口は国立社会保障人口問題研究所の推計では、令和 12 年 (2030 年) に 15,674 人、令和 22 年 (2040 年) に 12,913 人に減少すると予測されています。「辰野町人口ビジョン」では、出産に対する希望を叶え、子育て世帯の流出を抑えることで、令和 22 年 (2040 年) の将来展望を 14,664 人にするとしています。これに基づき、辰野町第 6 次総合計画では、令和 12 年 (2030) 年時点の人口を 16,591 人と展望します。辰野町では、人口減少を緩やかにするための施策を講ずるとともに、人口が減少しても持続可能な地域をつくるものとします。



※平成22年(2010年)までは国勢調査結果であり、人口総数に年齢不詳を含む。

※平成27年(2015年)の人口は平成27年国勢調査結果(男女別年齢別人口)であり、年齢不詳は含まない。

出典 「辰野町人口ビジョン」 (平成27年度策定・令和3年度見直し)

4. これからの社会の変化とまちへの影響

(1) 人口減少局面の社会

我が国では全国各地で人口減少が起こっています。

辰野町の生活圏である伊那地域、諏訪・岡谷地域、松本・塩尻地域をみても今後人口が減少していくことが予測されます。これまで辰野町のような周辺部に住みながら伊那市や松本市などに通っていた人々が、市に住むすようになることも考えられます。辰野町としては、まちに住み続けることの魅力を感じてもらうことがますます必要になります。

(2) 広域交通の開業

周辺地域における社会環境の変化としては、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通による移動時間の大幅な短縮があげられます。これにより辰野町においては、周辺地域との交通の連携を深め、人と物が交流する広域的な交通ネットワークの可能性などを広げていくことが求められています。

(3) 防災・減災意識の高まり

日本大震災以降も全国で、地震、台風、集中豪雨等による大規模災害が頻発しています。国民の災害に 対する意識や不安が高まっています。

県内においても令和元年台風 19 号により、大規模な浸水被害が発生し、町内でも強風により、住家に 被害がありました。そのような状況から、町民の自然災害に対する警戒意識が高まっています。

災害時においては助け合いが広がる社会が必要であり、そのためには地域コミュニティの力が重要とされています。

災害はいつか起きるものと考え、誰一人として被害者を出さないことを目指し、事前防災・減災と迅速な復旧復興につながる施策を「防災」分野の範囲を超えて、まちづくり・産業等も含めた総合的に対応していくことが求められています。

(4) 暮らしや働き方に対する価値観の変化

家庭や結婚、就労に対する価値観は、高度経済成長を遂げていた時代と比較して多様化しています。物の豊かさから心の豊かさを求めて都市から地域へ移住し、自然のなかで生活するなどのライフスタイルや、 学びなおしに対するニーズの高まりもみられるようになりました。

また、生産年齢人口が減少していくなか、これまであまり労働市場に参加していなかった女性や高齢者の就労促進や労働生産性の向上が求められています。さらに、副業や兼業などのマルチワークなどの新たな働き方の可能性が確認され、今後ますます働き方の多様化が進むことが考えられます。このように、今後10年間で人々の暮らし方、働き方が大きく変化すると考えられます。

加えて、令和元年(2019年)に確認された新型コロナウイルス感染症の拡大も、人々の生活様式に大きな変化をもたらしてします。

辰野町においても、暮らし方や働き方に対する価値観が変化していくことを踏まえ、地域自治のあり方の見直しや、新産業の振興に取り組んでいく必要があります。

これからは、多様な生き方、暮らし方、働き方を認め合ったうえで、地域を維持していく必要があります。

(5) ICT・IoT 技術の革新

ICT (Information and Communication Technology)・IoT (Internet of Things)、AI (Artificial Intelligence)、ロボットなどの技術の発展により、私たちの生活は急速に変化しつつあります。

例えば、スマートフォンの普及はインターネットを日常生活の中に深く浸透させ、情報収集のみならず、 SNS などのコミュニケーション、動画や音楽配信などの娯楽、インターネットショッピングやキャッシュ レス決済など買い物への生活様式にも変化をもたらしました。また、リモートワークなどの働き方にも大 きな変化が起きつつあります。さらに今後は、自動車の自動運転なども実用段階に入り、さらなる変化が 起こると考えられます。

企業や行政においては、このようなデジタル技術の発展やビックデータを活かし、従来の仕事内容や仕方、組織のあり方を変革することが求められています。

一方で、個人において情報機器を使える人とそうでない人の間で情報に対する格差が生まれることが懸 念されています。

辰野町においても、発展する ICT・IoT 技術を上手に活用することで、新しい産業を地域に展開したり、 まちの課題を解決したりできる可能性が広がっています。

(6) グローバル化の進展

情報通信技術や交通・輸送手段の発達により、グローバル化がますます進展し、発展途上国の経済発展は国際的な競争の激化をもたらしています。国際競争の激化は企業活動に影響を与えており、特に製造業においてその影響は大きいと考えられます。一方で、外国人観光客の増加など、地域において新たな産業を創出するチャンスでもあります。

グローバル化の進展により、外国籍住民もさらに増加すると考えられます。 辰野町においても今後は多様な文化を認め合って暮らしていくことが必要となってきます。

(7)持続可能な開発目標(SDGs(Sustainable Development Goals))への対応

平成27年(2015年)9月の国連サミットで2030年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する17のゴールと169のターゲットが示されています。

国は、SDGs に示される多様な目標の追及が地方自治体の諸課題の解決に貢献するとしており、辰野町においても SDGs 達成に取り組むものとします。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



5. まとめ

日本のど真ん中に位置する辰野町は、古い歴史を有し、自然豊かな美しいまちです。私たちは、この美 しいまちを後世に伝えていく必要があります。

人口減少が続くこれからのまちでは、さらに難しい地域経営が求められます。人口減少対策、まちの基盤整備、包括的な医療・福祉体制の確立など、多くの課題が投げかけられています。人々の価値観も多様化し、これまでの地域運営の在り方を見直さなければならない時期にもきています。加えて、令和元年(2019年)に確認された新型コロナウイルス感染症の拡大も、人々の生活様式に大きな変化をもたらし、先行きが不透明な状況です。

一方でデジタル技術の進化、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通など、チャンスもある 10 年になります。

辰野町では、このような変化を好機ととらえ、まちの強みである豊かな自然、コミュニティ力を活かし、 町民一人ひとりが自分らしく輝き、活躍する、持続可能なよりよいまちをつくっていくことが必要です。

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像

1. 町民憲章 ~守り続けていくまちの姿~

町民憲章は、辰野町が目指しつづけるまちの姿です。

ホタルに象徴される自然環境はこのまちの誇りです。私たちは、ここに暮らし続け、「ひとも まちも自然も輝く 光と 緑と ほたるの町」に表されるような美しいふるさとを守り、後世に引き継いでいきます。

辰野町は日本の真ん中 ひとも まちも 自然も輝く光と 緑と ほたるの町 私たちは

自然を愛し 歴史にたずね 仕事に励み 暮らしを高め 子どももおとなも 学び合い 思いやりは深く 健康で 広く世界へ目を向けて 平和で伸びゆく町をつくります

(平成3年12月20日制定)

2. 10年後に目指すまちの将来像

町民憲章を前提としたうえで、10年後の令和12年(2030年)に目指すまち姿を「まちの将来像」として定めます。

10 年後に目指す「まちの将来像」は「一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち」です。以前から住んでいる人も、新しくまちに住みはじめた人も、まちで暮らす人々が地域の良さを実感し、ここに住み続けたいと思えるような地域をつくります。町に暮らす人にとって、住みがいのある魅力的なまちづくりによって、人口減少を緩やかにするとともに、外からも人を惹きつけられるまちを目指します。

まちに愛着を持ち「住み続けたい」と感じている人の多くは、地域活動にも積極的に参加しています。 地域の良さに目を向け、地域に対する誇りや自負心を持ち、積極的に地域づくりのために活動する人を増 やしていきます。

まちの将来像

<u>一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち</u>

一人ひとりの活躍がつくり出す まちに関係する一人ひとりがまちづくりの主体となった姿を表しています。町民や町外に住んでいても辰野町と関係を持つ人々が問題意識によってつながりあい、まちづくりや地域づくりに取り組み、人口減少に対応した地域を創り出す協働・共創のまち目指します。

住 み 続 け た い ま ち 住んでいる人が「地域の良さを実感し、地域に誇りを持ち、住み続けたいと思えるまち」を表しています。

3. まちの将来像を実現するための基本方針

まちの将来像を実現するため、第6次辰野町総合計画では、以下の3つの基本方針に沿って政策に取り 組みます。

方針1 コンパクトで住みやすい人口減少に対応したまちづくり

人口減少の中にあって、従来通りに行政、地域を運営していくことが困難になりつつあります。辰 野町では、人口減少を緩やかにするよう施策を展開するとともに、人口が減少しても暮らし続けられ る地域づくりに取り組みます。

市街地においては、住民・企業の活動等にこれまで以上に着目し、「賢い」土地利用により人口密度を維持することで「稼ぐ力」の引き出しや「健康寿命延伸」などの地域課題に貢献できる施策に着目し、併せて災害に強いまちづくりを目指してコンパクト化を進めます。

また、中山間地においては、新しい地域の考え方として"小さな拠点"をつくり、人口が減少しても暮らし続けることができる社会基盤を整備します。

人口減少が進む中、地域コミュニティに求められる役割はますます高まっていきます。各地域においては、地域のあるべき姿を思い描き、その実現に向けてやるべき活動を考える"未来志向のアプローチ"により、既存のやり方を時代に合わせて進化させていきます。

方針2 デジタル化など技術の発展や社会の変化を活かしたまちづくり

これからの10年で、ICT, IoT、AI技術の発展はますます急速になります。これらの技術の発展は、新たな産業や生活の利便性を高めるうえで好機となり得ます。これらの技術革新をいち早く活用することで、日常の生活や地域課題の解決に役立てます。また、町民がこれらの技術を十分に使いこなすことができるよう、環境整備や学習機会を設けます。

方針3 豊かな自然環境を守り活かす持続可能なまちづくり

ホタルが飛び交うふるさとの自然を後世にも残すため、持続可能な地域づくりをおこないます。辰 野町での暮らしは自然と調和し、共存したものです。この地域を後世に受け継いでいくため、自然に 配慮した持続可能な開発を進めます。

また、辰野町においても持続可能な開発目標(SDGs)の達成を目指します。SDGsを推進することで、特に注力すべき政策課題を明らかにし、経済・社会・環境のバランスのとれた地域づくりを進めます。加えて、これらを関係者と共有し、パートナーシップの深化を図ります。

第2章 土地利用の構想

1. 土地利用の考え方

町域の土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活、生産を行う ための共通の基盤であり、恵まれた自然環境は貴重な財産です。

したがって、町域の利用に当たっては、住民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、かけが えのない郷土の自然を守り、歴史と伝統に培われた文化を背景に、地域の自然的、社会的、経済的及び 文化的条件に配慮して、健康で明るく住み良い生活環境の確保と町域の均衡ある発展を図ることを基本 理念として、将来像である「一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち」にふさわしい土地利 用を総合的かつ計画的に行います。

2. 土地利用の基本方針

(1)有効利用に向けた土地利用

住宅地等の都市的土地利用については、良好な都市景観に配慮した土地の高度利用の促進や、未利用 地の有効利用を推進するとともに、計画的に開発誘導を進めることにより、快適で魅力ある住宅地、市 街地形成を図ります。

農村部及び山村部の土地利用については、農山村集落の維持、活性化を促進するため、優良農地の保全と開発との調整を図るとともに、農用地と宅地が混在する地域における計画的かつ適切な農地の利用を進めます。

また、農用地、森林、宅地等利用区分相互の土地利用転換に当たっては、復元の困難性等を考慮し、計画的かつ慎重に行うものとします。



(2)安心・安全と自然環境等の保全に配慮した土地利用

辰野町は平坦地が少なく、天竜川をはじめ多くの河川を有しており、災害への十分な備えが必要です。 災害に強い安全なまちづくりのため、治山、治水、砂防事業の推進等の防災に加え、減災の視点に立っ た適正な土地利用を基本として災害対策を進めるとともに、市街地においては、交通安全や公害防止等 に配慮した土地利用の誘導や都市基盤整備により、安心、安全に生活できる環境づくりを進めます。

また、美しい町域を形成するため、自然環境の保全、歴史的風土の保存、公害防止等に配慮し、都市 地域においては土地の高度利用等により、ゆとりある環境を確保し、農山村地域においては地域の活性 化を図りつつ緑資源の確保及びその積極的活用を進める等、地域の自然的及び社会的条件に適応した町 域の形成に努めます。

(3)土地利用の総合的な運用管理

限られた町域であるので、土地利用をめぐる様々な関係性や多様な主体のかかわり、その影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整や町域利用の基本的な考え方についての合意形成を図ります。

また、町域の均衡ある発展と良好な環境維持確保に努めるため、適正な土地利用の規制、誘導を行い、 防災や景観、居住環境と生産環境の調和等に配慮しながら、住宅地、工業地等の都市的土地利用と農用 地、森林等の自然的土地利用の均衡のとれた秩序ある土地利用を進めます。

第3章 政策の大綱

1. 施策の体系

まちとして取り組む基本目標(政策の柱)を以下の7つとし、それぞれに取り組む施策を設定します。

基本構	想			基本計画
目指-	す姿	基本方針	基本目標(政策の柱)	○重点プロジェクト ○分野別の政策・施策の展開
町民憲章: ひとも まちも 自然も輝く 光と 緑と ほたるの町	まちの将来像: 一人ひとりの活躍がつくり出す 住み続けたいまち	たまちづくり かしたまちづくり づくり かしたまちづくり 発展や社会の変化を活 活かす持続可能なまち コンパクトで住みやす デジタル化など技術の 豊かな自然環境を守り	ホタルが飛び交う自然豊かなまち (自然・環境・景観) いつまでも健やかに暮らし続けられるまち (保健・福祉・医療) 安全に快適に暮らし続けられるまち (都市基盤・防災防犯) 活力と魅力ある仕事のあるまち (産業振興) 次代を担う人材が育つまち (子育て・教育・生涯学習・文化振興) みんなが活躍できるまち (協働・共創・地域づくり) 未来志向の行財政改革 (行財政改革)	○ 対野別の収集・ル東の展開
	L			地域計画(17区)

2. 7つの基本目標(政策の柱)

まちの将来像を実現するため、6つの政策分野と行財政改革の7つを基本目標に定めます。この基本目標に沿って、基本計画を展開します。

目標1 ホタルが飛び交う自然豊かなまち (自然・環境保全)

まちには、ゲンジボタルが舞う松尾峡に代表されるように豊かな自然環境が残されています。

このような自然環境は、町民共有の財産であり、先人から引き継いだものとして後世に伝えていかなければなりません。

ホタルが飛び交う豊かな自然環境を守り、次代に引き継いでいきます。

目標2 いつまでも健やかに暮らし続けられるまち (福祉・保健・医療)

すべての町民が自分らしく健やかに暮らし続けていけるまちを目指します。

そのためには、高齢者や障がい者、生活困窮者など弱者の孤立を防ぎ、自律的に暮らせるよう、地域の支え合いの体制を強化するとともに行政の支援体制を充実させます。

また、町民がいつまでも健康で自立した生活を送れるよう、今後も福祉・保健・医療が連携してすべての町民が安心して暮らしていけるよう支援体制を整えます。

目標3 安全に快適に暮らし続けられるまち (都市基盤・防災防犯)

まちの基盤を整備し、人口が減少しても、安全に快適に暮らし続けられる効率的でコンパクトなまちをつくります。また、防災・減災に、総合的に対応できる社会基盤整備を進めます。

加えて、デジタル化に対応した新しい社会基盤の整備を行い、町民へのサービスを向上させるだけでなく、これまで行政や地域が負担してきた事務コストを削減するなどまちの暮らしをより便利にしていきます。

目標 4 活力と魅力ある仕事のあるまち (産業振興)

まちが自立し続けるためには、外貨を獲得できる産業の振興が不可欠です。技術の発展により、小規模な事業者でも様々な事業に参入が可能になりつつあることを踏まえ、地域を牽引する事業者の新たな事業へのチャレンジを支援します。

また、まちに暮らしながらやりがいのある仕事に就け、いきいきと働けるよう、就労支援をおこないます。近年、働き方の多様化が進んでいます。辰野町に住みながら都市部の企業へ勤務したり、複数の仕事をかけ持ったりと多様な選択肢を確保することで、「辰野町に住み続ける」ことを支援します。

目標 5 次代を担う人材が育つまち (子育て・教育・生涯学習・文化振興)

まちで生まれ育つ子どもたちはまちの宝であり、郷土を愛し、誇りを持って成長することが地域の願いです。そのうえで、子どもたちには、地域に根ざすことや、広く世界へ羽ばたくことで次世代を担うことを期待します。

子どものいる家庭をみんなで支え、地域全体で子どもを育てるまちを目指します。さらに、辰野で育つ子どもたちには、まちの自然や歴史、文化から多様な体験と最新技術を習得し、社会を生き抜く力を身につけ、成長していけるよう、教育を充実させます。

大人も学び続け、まちの次代を牽引する役割を有しています。まちの自然や歴史、文化について知り、理解を深めるたり、常に学び続け成長し続けられる環境を整備します。

目標6 みんなが活躍できるまち (協働・共創・地域づくり)

人口が減少し地域経済が縮小局面を向かえる中にあっても、持続可能なまちづくりを推進するためには、住民と行政とがお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決していくという「協働・共創」の仕組みを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいくことが必要です。地域を支える区、消防団、奉仕団などの自治活動を、時代の変化に合わせながら今後も継続していくとともに、これまでのように各地区における地域づくりを推進していくほか、町民それぞれの問題意識のもとに集まったより多様な人々がまちをよくするために活躍できる環境を充実させます。

目標 7 未来志向の行財政改革 (行財政改革)

行政においても、限りある資源(予算、人員)をより効率的、効果的に活用するため、行財政改革 を進めます。

これまでの行財政改革の取り組みは、歳出の削減や成果重視・経営的視点を掲げつつも、現状に対して何をしていくのか、という「課題解決型」の取り組み方でした。これからは、限られている資源の中で、効果的なサービスを提供する「質」の視点及び事業の効果や成果を重視するととともに、目標を実現するために何ができるか、という「目標達成型」の取り組み方による行財政改革を推進します。

基本構想に関する意見と対応

該当項目 (ページ)	ご意見の内容	理由
p16 p17	$p 16$ の基本構想では、「安心して快適に暮らし続けられるまち」とありますが、 $p 17$ の目標 3 では、「安全に快適に暮らし続けられるまち」となっております。 $P17$ の文言を $P16$ に文言と統一し、目標 3 の内容も安全に快適に \rightarrow 安心して快適に・・・というように修正したらどうでしょうか?	文言の統一
対応方針	⇒統一します。 「安心して」の安心とは一人ひとりによって要求水準が としました。	異なるため、「安全に快適に」

該当項目	 ご 意 見 の 内 容	理由	
(ページ)		<u></u> 生 田	
p15	方針1コンパクトで住みやすい人口減少に対応したま	今後 10 年間において現在	
	ちづくり。方針3豊かな自然環境を守り育てる持続可	は車社会ですが、これから	
	能なまちづくりについて。	は今までの高齢化社会と	
	近隣市町村でなく辰野町なのだという差別化戦略を	は違う超高齢化社会がや	
	もって具体的な施策を計画してほしいと思います。	ってきます。一人暮らしの	
	(例えばですが…右記理由に基づいて)	増加と車の運転ができな	
	・一人暮らしと農作業の維持できない人には駅近くや	くなる人が増加すると思	
	街部に町営住宅のようなコミュニティを作り、そこに	います。私はかねてから、	
	住んでもらい、家は里山生活にあこがれる若い家族や	こんなに鉄道交通の充実	
	移住家族に貸して、家主は家賃収入で生活維持するこ	した町はそうないと思っ	
	とで山間部の里山維持、人口、税収増加、地域の活性	ています。	
	化をめざす。	超高齢化社会を見据えて	
	・辰野町の生活圏である伊那地域、諏訪・岡谷地域、	駅を拠点+バスコミュニ	
	松本・塩尻地域や都市部への生活拠点として、日本一	ティの生活モデルを検討	
	住みたい町としての魅力をアピールし、また町として	してみてはいかがでしょ	
	移住の仕組みを構築しサポートすることで、人口減少、	うか?	
	高齢化、税収、活性化、土地利用問題を少しでも解消	(近年駅前に介護施設が	
	できないでしょうか?	できるのは、都会から子供	
		達が介護に来やすい利点	
		があります。)	
対応方針	いただいたご提案は、人口減少対策に係るものと考えま	す。	
	第6次総合計画では、いま住んでいる人が(地域の人口	が減少しても)住み続けられ	
	る地域をつくることを重視して取組んでいきたいと考え	ます。	
		版 N 知 1 元 お N 対 大	
	そのために、辰野駅周辺地域では地区整備計画の立案に取り組んでおり、基本構想を 実現するための政策・施策を記載する基本計画に取り入れる予定です。		
	大元 7 3 にのの数水 - 旭水で 山戦 7 3 金や川 凹(に収り)	AU-O 1 1 C 7 0	
	具体的な施策の内容については、今後「基本計画」にて	おいて議論していきます。	

該当項目 (ページ)	ご意見の内容	理由	
p8	人口の将来展望について	将来が見える活力ある辰	
	人口減少対策の為の特別対策課の設置	野町	
	川島地区の現況別紙参照願います。		
対応方針	⇒第6次総合計画において、いま住んでいる人が(地域の人口が減少しても)住み続		
	けられる地域をつくることに重点をおいています。		
	そのためには、地域福祉、学校教育、施設整備、農地整備、コミュニティ活動など多		
	分野に係る取組みが必要であり、専門の部署を設けるよりもまちづくり政策課を中心		
	として各課が連携して取り組むものとします。		
	また、これらに加え、人口減少に直接的に対応する移住定住政策についても「まち・		
	ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」の中で重点的に領	実施していくものとします。	

該当項目	光	7H - L1
(ページ)	ご意見の内容	理由
p19	「協働」をさらに発展させた「共創」という概念をぜひ取り入れていただきたいです。 具体的には、目標 6「みんなが活躍できるまち(協働・地域づくり)」、「住民と行政とがお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決していくという「協働」の仕組みを構築」の、「協働」の部分に「共創」という言葉を入れていただきたいです。	「共創」とは、多様な立場の人々が新たな価値を共に創造していくことを意味します。「協働」と近い概念ですが、「協働」とは協力して何かに取り組んでいる「状態」を表すのに対し、「共創」とは共に協力しながら新たな「価値を創造」していくという「結果」に重点が置かれています。なお、英語に訳すと、共創とは、「Co-creation」、協働とは「collaboration」で、2つの言葉の意味が異なることがより鮮明に分かります。協働という概念を、さらに発展させたものが共創であるとも言えます。なぜ協働よりも、共創という言葉が適切だと考えるのか。それは、様々な地域課題が山積する今日におい、技本的なアプローチ、つまり新たな価値創造(共創)が求められているためです。例えば、下辰野商店街のシャッター問題は、どれだけ地元住民と行政が協働しても解決することが難しい課題でした。店主の年齢的な問題でそもそもこれ以上商いを続けられないお店もあれば、そもそも商店を活用けるのよいという現状がありました。そこで共創が必要になります。シャッター商店の活性化を地域住民だけでなく、町外店舗や、これまで関わりのなかった若者世代とともに着まです。シャッターを無理矢理開けようとするのです。まさにその一つが、いま実際に進んでいる「トビチ商店街」です。シャッターを無理矢理開けようとするの店店の活性のる状態を作ることで、商店をめぐる楽しさを生み出していく。これはまさに、商店街に住む人たちだけでなく、若者や町外者とともに商店に住む人たちだけでなく、若者や町外者とともに高

店街の新しい価値を創造している、と言えます。

また別の事例もあります。

岡山県西粟倉村は、村の面積の90%を占める森の管理者が減ってしまったことで、土砂災害や森林荒廃のリスクが高まっていました。そんな時、行政と民間がタッグを組み、「森林の共創事業」を実施します。それは、行政が管理者のいない森を管理・育成する代わりに、育てた森を民間企業が家具として付加価値化して、売り出すというもの。価値のない負の遺産だった森に、金銭的価値をつけることに成功し、森の荒廃を防いだだけでなく、結果として地域資源を生かしたビジネスが生まれ、地域経済も活性化しました。行政と民間が負の遺産であった森の新しい価値共創することによって、森林問題が解決されました。

(森林荒廃に、「協働的アプローチ」をとっていたならば、行政と地元の林業組合が協力し合い、税金で間伐を行う、くらいの成果しか出せなかったと考えられます)

このように共創は、多様な立場の個人や組織が、共に新しい価値を生み出していくことで、これまで解決できなかった地域課題を抜本的に解決しうる可能性を秘めています。

他地域と同様に、様々な地域課題が山積する辰野町だからこそ、協働をさらに発展させた、共創的アプローチで、 抜本的な地域課題の解決をめざしていく必要があるのではないかと考えます。

参考)

https://www.netcommerce.co.jp/blog/2016/09/10/10157

対応方針

⇒ご指摘の通り、今後の住民参画の考え方として協働に加え、共創の概念が重要と考えますので、

目標 6 に共創の概念を取り入れ、「みんなが活躍できるまち (協働・**共創**・地域づくり)」とします。

その前提として、まちの将来像にも共創の概念を記載します。

該当項目	ご意見の内容	理由
(ページ)	C 18/ 70 07 11 74	7. H
p2	① 第5次総合計画のどのように評価、検証され	5 次総合計画の評価がない
	ましたか。	
		6次計画と5次計画のつながり
	② 5 次総合計画と 6 次総合経過の「目標比較」	が見えない・
	を示していただきたい。6次総合計画は5次	
	総合計画をゼロベースにするのではなく継	
	承とすると話ですが、何を継承し何を見直す	
	のですか。	
p3	③ 審議会はどのように審議しその結果をどの	審議会がどのような結果示し、
	ある。	を その 責任を持っているかチェ
	標(KPI)は計画と比較してどのように開示	ックしたい。
	され、町民から評価されるシステムとなって) / C/CV 0
	いますか。	
対応方針	① 第5次総合計画は毎年庁内で施策評価を行い、	実施事項と指標の達成状況を確認
	しています。第6次計画策定にあたっては、町	民アンケートを実施し、施策の満
	足度・重要度等を評価したほか、基礎調査から	現状・課題を分析しました。
	② 第5次計画では、ほたるに象徴される自然環境	
	まちを目指すものでした。この考えは継承しつ・	
	新による社会が変化する次の10年を見据え、人	
	ちを目指し、まちの将来像及び基本方針を設定	しています。従って、ゼロベース
	で検討したものではありません。	
	③ 計画の目標値及び具体的な評価体制については、	
	過一計画の日標値及び具体的な評価体制については、 議論していきます。	、
	ижини СССССССССССССССССССССССССССССССССС	
<u> </u>		

第2回辰野町基本構想審議会(R2.10.16 開催) (基本構想に関する委員からの意見に対する考えや処理方針)

■第1編はじめに

委員氏名	意見	処理方針
А	・総合計画の構成に説明図を挿入したこと	→ それぞれの関係性が分かるように修
(P2)	は、評価できるが、関係性が不明確である。	正した。
	・地域計画は基本構想に含まれるのか。	→ 地域計画は基本構想には含まれない。
		地域計画は、基本構想で定めた「まちの将
		来像」に則り、17 の行政区において、町
		民が中心となって目指す「地域の将来像」
		とそれを実現するための具体的な取組み
		を示すものである。

■第2章 辰野町を取り巻く現状について

■第2章 辰	野町を取り巻く現状について	
В	・耕地について記述があるが、水田だけで	→ 採用した。
(P7)	なく畑、果樹についても触れてもらいた	
	い。	
	・近年、遊休荒廃地に太陽光発電設備を導	→ 基本計画を策定する中で議論を深め、
	入する事例がある。景観に影響があること	計画に反映させていきたい。
	なので、太陽光発電設備についても記述し	
	てもらいたい。	
С	・年々、辰野高校、信州豊南短期大学の生	→ 教育機関のそれぞれの課題は理解し
(P7)	徒数は減少している。また、辰野高校は再	ている。高校や短大などと E サミットを 3
	編されるとの話がでている。このような課	年前に立ち上げ連携を深めている。こうし
	題に触れるべきではないか。	た取り組みは、基本計画を策定する中で議
		論を深めていきたい。
	・前回提出された素案では、教育について	→ 教育委員会にて、現状に対する認識を
	の記述に具体的な学校名の記述があった。	再度確認したうえで、ご指摘のとおり認識
	案では学校名が外されているがどのよう	の部分について変更させていただいた。
	な意図か。	→ 少子化が進んでいっても、子供たちの
	また、教育についての記述に、『教育立町』	教育は大事にしていかないといけないし、
	についての記述を加えるべきではないか。	近隣市町村と比べて劣る状況ではいけな
		い。しかしながら、時代背景が違う今の時

D (P 5-7)	基本構想は、今後 10 年間の展望を示すものと理解している。町内には課題もあるが、本章では課題に特化した記述は不要と	代を受けて、「教育立町」の定義付けが難しいことから、表記することは難しい。 → 基本計画の中で議論を深めていきたい。
	考える。	
E (P10)	SDGs は国際社会全体の目標であり、「安全な水とトイレを世界中に」など、辰野町から遠いと感じるものがある。どのように展開していくのか。	→ ご指摘の通り、SDGs はスケールが大きく、町単位で実現することは難しいものに見える。しかし、その目指す方向性は同じであり、これまでの町の事業とも共通するものもある。 第6次総合計画においては、事業実施の際、SDGs の理念や目標を踏まえられるよう、各施策と SDGs との関連性を示すことを予定している。
		→7月に策定した「辰野町 SDGs 庁内推進 指針」を参考に配布する。
F (P11)	・「5. まとめ」に新型コロナウイルス感染 症拡大について触れるべきではないか。	→ 採用した
	・よりよい計画を策定するためには、行政 と町民の現状認識のズレを修正したうえ で、検討を進めるべきと考える。本審議会 は、とてもよい議論が交わされていると感 じる。	→ 再度、担当課と調整した。

■第2編 基本構想

D	・総合計画は、町民の計画であることは理	→ 町外の人との関わり方としては、委員
(P14)	解しているが、町外の人との関わり方をど	Fの考えと同様に、移住を促進するよりも
	のように考えているか教えてほしい。移住	関係人口として、何らかの形で辰野町に関
	を促進し、他自治体との競争に参加するの	わってもらえる人を増やすことを考えて
	か、もしくは、移住に至らなくとも関係人	いる。関係人口の視点は、重点プロジェク
	口として、辰野町に関係してもらい、まち	トとして組み込んでいきたい(まち・ひ
	づくりに参加してもらうことを想定して	と・しごと創生総合戦略)。

	いるのか、どちらか。後者の方が、結果と	
	して町民が幸せになると思う。	
F	・将来像の「一人ひとり」を町民に限定す	→ 文言の説明にある「町民一人ひとり」
(P14)	る必要はないのではないか。関係人口を含	から「町民」を削除し、関係人口も含む表
	めることは考えられないか。	現とする。

辰野	町第6	。 6次総合計画 施策政策	体系				資料No. 2
本日	政策番号	政策名	説明	施策 番号	施策	連番	主な事業 (イメージ)
ホタルが	政策1	豊かな自然環境を守 る地域づくり	ホタルが飛び交う豊 かな自然環境を次世	政策1	町民の環境美化・保護に向け た意識の高揚	1 2 3	環境美化・保全意識の啓発と環境教育の実施 環境情報の提供 環境保全活動の機会の創出
飛び交う自				施策2	水・大気・森林の保全	4 5 6 7	良好な河川環境の維持 森林・里山の整備 法令に基づく事業場への立入調査・指導 公害の防止
然豊かなまも				施策3	生物多様性の保全	8 9 10 11	野生動植物の保護 保全 外来生物対策 町内各地でホタブがたび交う環境づくり ゲンジボタ <mark>ルの保護と育成</mark>
ち(自然・環	政策2	環境負荷が少なく、 美しい景観がある地	た取組を推進し、環境 負荷が少ない、低炭素 社会の構築を目指しま	施策1	持続可能な循環型社会の構築	12 13 14 15	ごみの減量化の啓発 食品ロスの削減 <u>ニュ</u> 4R活動の実施 不法投棄対策の実施
境保全)		域づくり	す。 また、辰野町の美しい 景観を保全し、次世代 に継承します。	施策2	美しい景観の保全	16 17 18	景観保全意識の展開を 屋外広告物の規制等による景観保全 周辺と調和した適正なまりなみ、形成するための指導・誘導の実施
							14
いつまで	政策 1		地域包括ケアシステムの活用等により、地域とつながりがあり、生きがいと誇り	施策1	住民同士で支え合う地域福祉 活動の推進	19 20 21 22 23	ボランティア活動への関心を高める 地域福祉のネップ ークづくり ボランティアダループ活動への支援 地域福祉活動への取り組み支援 地域包括ケアシスプムの構築活用
も健やか		お互いを認め支え合 う地域づくり	をもって暮らせる地域を整備します。	施策2	高齢者が暮らし続けられる環 境の構築	24 25 26 27	産学官の連携による健康寿命の延伸 介護予防による重度化の防止 生きがいの割出づ り支援 成年後見制度の普及
に暮らし続け				施策3	障がい者(児)が生き生きと 暮らせる地域共生社会の構築	28 29 30 31 32 33	介護職場を支える担い手の育成・確保 障がい者が望む地域を活への支援 障がい者に対する理解の促進 障がい者に対するサージをの向上のための事業者啓発 障がい児がいる世帯の支援 障がい者の就労機会・社会参加機会の拡大
られるま				施策4	暮らしを守るセーフティー ネットの構築	34 35 36 37	生活困窮者 <mark>の自立者接</mark> 生活困窮者への終う的支援 子どもの貧困対策 ひとり親世帯への経済的支援
ち(健康				施策5	人権尊重・男女共同参画・多 文化共生社会の推進	38 39 40 41	人権意識の <mark>啓発</mark> 男女共同参画意識の啓発 多文化共生に対する。 多言語で、わかりやよい情報の提供
保健・福祉	政策 2	やかに、 けるまち 。 健康な暮らしを築く 健康づくり・医療体 制の充実 とともに 療を受け	そのため、町民が健	かに、暮らしているまちを目指しまっため、町民が健づくりに取り組むこもに、地域で医と受けられる環境	健康づくりの推進	42 43 44 45	健康的な生活習慣づくりの支援 町民の健康管理が大学支援 感染症防止体制の整備 生涯スポーツの普及
祉・医療)			康づくりに取り組む とともに、地域で医療を受けられる環境 を整備します。		地域医療体制の充実維持	46 47 48	医療機関の機能に応じた適切な受診の啓発 辰野病院の効率の一営 地域の医療機関・の連携
				<u> </u>		49	地域医療に携わる医療を育れる」奨学金制度
安心しては	政策 1		近年、増加している 自然災害や事故・犯 罪などから町民を守	施策 1	防災・減災対策の推進	50 51 52	防災意識の <mark>高揚</mark> 啓発 防災・滅災体制の整備 地域の防災力の向上
快適に暮らし続き		安全な暮らしを続けるため、防災・減災 られる地域づくり 体制を整備するとと もに、町民に対する 啓発活動に取り組み	施策 2	地域防犯活動と交通安全対策 の推進	53 54 55 56 57	防犯意識の向上 町民に対する防犯 場費者相談の実施 地域防犯組織による。 交通安全の推進	
けられるまち	政策 2	ます。 ^{対策2} 快適に住み続けられ るように、生活に必 要な情報・通信設	施策 1	効率的でコンパクトなまちづ くりの推進	58 59 60	地域の特性をいかした土地利用 集約型の中心市街地の形成 中山間地域における拠点の形成	
ち(都市基盤・防		快適な暮らしを続け られる地域づくり	備、道路、上下水道 などの都市基盤や地 域公共交通などの生 活基盤を維持・整備 します。	施策2	快適な暮らしを支える都市基 盤の整備・維持	61 62 63 64	地域拠点における情報通信基盤の整備 道路の適正な維持・管理・改良 地域公共交通の維持・確保 上下水道の <mark>適正な維持・管</mark> 理
災防犯)				施策3	快適な居住環境の形成	65 66 67	快適な居住環境維持のための支援 公営住宅の計画的な整備 公園の維持・管理

<u>辰野</u>	<u>長野町第6次総合計画 施策政策体系</u>								
奉本日	政策 番号	政策名	説明	施策 番号	施策	連番	主な事業 (イメージ)		
活	政策 1	地域経済をけん引する産業の創出	Max		新たな価値を創造する産業の 創出	68 69 70 71 72	新規創業、起業への支援 同種・異業種との交流支援 産業支援機関、大学、金融機関との連携支援 辰野町商工会を通った経営能力向上の支援 産業振興・人材育成に指用するICT基盤の整備		
力と魅力					商工業の振興	73 74 75	販路開拓に <mark>取り結な企業に</mark> 対する支援 ものづくり <mark>産業の誘致</mark> 地域経済の <mark>好循環を実現する</mark> ための商店街再生		
力ある仕事のあ				施策3	農林業の新たな展開の推進支 援	76 77 78 79 80 81	農林業経営の安全と支援 農林業の新たな。 ICT機器を活用しま生産性の高い農業の実現 有害鳥獣被害の対策 農業用水施設の高い管理 6次産業化の推進 計画的な森林整備の実施		
るまち(施策4	地域資源を生かした観光の振 興	83 84 85 86 87	観光客の利 <mark>便性向上のため</mark> の情報発信 ホタル観光の振興 農家民泊・農業体験などを活用した交流型観光の拡大 広域観光の推進 インバウン <mark>ド観光の推進</mark>		
産業振興)				施策 1	就業機会の拡大と安定化	88 89 90 91	新規創業、起業への支援による雇用の創出 関係機関や町内事業者、シ連携による就業機会の確保 若年技能者の育成支援 田舎暮らしを目指す、のインターンシップの実施		
				施策2	勤労者福祉の充実	92 93 94	労働者の生活の安定と福利厚生の充実に向けた啓発 事業者に対する(きき)で改革の啓発 働き方改革に取り組む事業者への支援		

次代を担う人材が		地域全体で子育てする体制の整備	を地域ぐるみで支え ていきます。	施策1	安心して子どもを生み、子育てができる環境の構築	95 96 97 98 99 100 101 102	子育て世帯 母子の健康 保育サービ 子育て支援 ひとり親家 要保護児童 放課後児童 なはでの子	管理の実施 スの表に 制度の青報提供 庭への子育で支 対策の実施 の支援 育力の向上	
育つまち					地域全体で子育てする体制の 整備	104 105 106 107	子育ての仲 ^{地域における世} ファミリー 関係機関や家	代間交流による子育 サポ ー 本 業の	共有の場の提供 てネットワークの形成 継続 た青少年の健全育成
(子育て	政策3	まちへの愛着心と知性を育む環境づくり	ことができる環境づくりを推進します。 愛着心を育て、将来のまちづくりに参加する子どもを育てます。	施策1	家庭、地域との連携による教育の推進	108 109 110 111 112	地域と連携 郷土愛を醸 地域と連携 地域の伝統 町内の産業	成する教育の支 した青少年健全 文化を 人 かした	接 : 育成 : 学校教育の実施)提供
• 教育 • 生涯学習				施策2	生きる力を育む教育の推進	113 114 115 116 117 118	保育園・幼 小中学校に 地域資源を 辰野町奨学 子どもの個 子どもの権	おける 10 を活 活用した いな 金制皮の 検討・ 性を 草重した教	連携 用した教育の充実 情操・感性の育み 実施 7育
文化振		***	町民同士が生涯を通 じて学び合う学習機 会を提供し、その成 果を発揮できる環境 をつくります。 また、本町の伝統文	施策 1	生涯学習の推進	119 120 121 122	利用しやす 多様な学習		i i : :の場の提供
興				:を継承していきま	伝統文化の保存・伝承と文化 芸術活動の振興	123 124 125	伝統文化の 高齢者の知 文化財の活	識・技術・経験	の伝承

みんなが活躍できる	政策 1	町民が地域課題を解 決する環境づくり	重要性を啓発し、町民がまち づくりに参加しやすい環境を つくります。 また、まちづくり活動を支援	施策 1	まちづくりへの参画意識の醸 成	126 多様な手法による進情報発信と共有 127 若者のまちづくり会議の第上 128 審議会、パブリックコメントを通した参画機会の確保
				施策 2	まちづくり活動の推進	129 まちづくり活動への使援 130 まちづくり活動へのICIの利益用
るまち	政策2		まちづくりの担い手 を維持するため、人 口の流出を防ぎま	施策 1		131 定住人口の増加の推進 業
(協働・地域づくり)	様々な担い手が活躍 ける環境づくり	す。 また、今後のまちづ くりに協力してくれ		定住・移住の促進	132 町民がまちを知るための情報発信 133 町外に向けた情報発信と相談からの実施 134 移住受入環境の整備	
			る町外の人(関係人 口)を増やします。	施策2	交流人口と協力したまちづく りの推進	135 町外との交流実施 136 国際交流の実施 137 新たな交流機会の創出 138 まちづくりに参加 139 関係人口が参加するようづく「活動への支援

辰野町第6次総合計画 策定スケジュール

